

保護者の皆様へ

下記の感染症は学校保健安全法により、裏面のとおり出席停止の期間が定められています。
主治医の診療を受けて登校（園）が許可されましたら「登校（園）届」をご記入のうえ、
お子さまを登校（園）させてください。なお、休みの期間中は欠席扱いにはなりません。

インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、
風疹（三日はしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、
溶連菌感染症、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 など

登 校（園）届

文京区立 昭和小 学校（園）長 殿

年 組 名前

下記の疾患について、 月 日からの加療の
結果、医師の診察により登校（園）許可がでましたので
月 日より登校（園）させます。

病 名（ ）

受診した医療機関名：

電 話 番 号：

平成 年 月 日

保護者名 印

※病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

（裏面もご覧ください）